

株式会社東武住販 一般事業主行動計画

株式会社東武住販では、社員がその能力を発揮して仕事と生活の調和を図り、働きやすい雇用環境整備を行うため、次の行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和5年4月1日～令和9年12月31日まで

2. 内容

目標1：「労働基準法」に基づく産前産後休業、「育児・介護休業法」に基づく育児休業、「雇用保険法」に基づく育児休業給付、育児休業中の社会保険料免除などの諸制度の周知を行う。

<方策と実施時期>

平成5年4月～ 制度に関する情報提供の改訂内容の検討

平成5年5月～ グループウェアなどによる全社員への周知

以上